

「いしがき食と農のフェスティバル企画・運営」業務委託

企画提案募集要領

1 募集の趣旨

この度、石垣市が、島内の農林水産業を一堂に集め、展示、卸売、品評会、試飲、試食等様々な企画を通じて、関係する事業者や島内外からの来場者への認知度を向上させ、さらなる生産振興や、商品開発、6次産業化への取組促進等、石垣の農林水産業の底上げを目指すことを目的に、「いしがき食と農のフェスティバル」を開催するのにあたり、その企画並びに運営（実施報告を含む）業務を第三者に業務委託して実施することから、契約相手先の選定を目的に企画提案を募集する。

2 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）第6条の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

※石垣市暴力団排除条例第6条

市は、公共工事その他の市の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする公共工事等に参加させないものとし、市が発注する公共工事等の下請負についても同様とする。

- (2) 単独及びコンソーシアムで本業務を実施する場合は、日本国内に本店又は支店を設置している法人であること。
- (3) 石垣市の農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
- (4) 別添の企画提案仕様書の趣旨に則るとともに、市の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって市と密接に連携できること。
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

3 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期間：平成29年11月17日(金)～平成29年12月1日(金)17:00

イ 提出書類：参加申込書【様式1】

- ウ 提出方法： 持参、郵送、ファクシミリまたはEメール
* 郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。
* 郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。
※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

ア 提出期限： 平成 29 年 12 月 4 日 (月) 17:00

イ 提出書類： 応募申請書 【様式 2】
企画提案書及び応募書類一式【様式 3～7】
(下記 5. 参照)

ウ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

- (3) 質問がある場合は、平成 29 年 11 月 24 日(金)までにファクシミリ、Eメールいずれかの方法により質問書【様式 9】を提出すること。
ファクシミリまたはEメールで提出する場合は、受信確認が必要。
回答は、11 月 27 日以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。
※問い合わせ先は、下記 13. を参照

4 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

5 提出物

- | | | |
|-------------------|-------|--------|
| (1) 参加申込書 | | 【様式 1】 |
| (2) 応募申請書 | | 【様式 2】 |
| (3) 企画提案書 | | 【様式 3】 |
| (4) 会社概要書 | | 【様式 4】 |
| (5) 積算書 | | 【様式 5】 |
| (6) 実績書 | | 【様式 6】 |
| (7) 誓約書 | | 【様式 7】 |
| (8) 参考資料 (必要に応じて) | | |

※コンソーシアムの場合は、【様式 4】【様式 6】【様式 7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式 8】の写しを添付すること。

※【様式 4】会社概要書には 2 期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※提出部数： 応募申請書 1 部、その他については各 5 部。
(原本 1 部、残り 4 部は原本写しを提出)

※コンソーシアムの場合の書類の綴り方については、各企業ごとではなくまとめるのではなく、様式の順番に綴ること。それぞれ様式ごとにまとめて綴ること。

例) ○ 様式 4 (企業 A、企業 B)、様式 5 (企業 A、企業 B)

× 企業A（様式4、様式5）、企業B（様式4、様式5）

6 企画書等の体裁

原則として、A4判、縦、左綴りとする。

特に、【様式3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

7 プレゼンテーション審査

(1) 日時：平成29年12月5日（火）午後2時～

(2) 場所：石垣市IT事業支援センター1F 研修室
〒907-0014 石垣市新栄町6-18

(3) 提出された提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。パソコンの使用については、事前に連絡をすること。

(4) 審査会場への入場者は2名以内とし、持ち時間は20分間（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）でプレゼンテーション審査を行う。

8 審査の方法

(1) 応募数が4社以上の場合は、農政経済課において1次審査（書類審査）を行い、上位3社について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募者が3社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。

(2) 2次審査については、庁内に設置する企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、2の応募資格等はもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。

(3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。

（今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）

(4) 前項によって第1位となった応募者については、平成29年12月8日（金）にメールにて通知し、追って書面にて通知予定。あわせて次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。

(5) 審査結果については、農林水産部農政経済課において、閲覧による公表を行う。

公表を行う事項は以下の通りとする。

ア 最優秀提案者とその評価点

イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載

ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載

エ その他

(6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

9 評価基準

(1) 基本認識

石垣市の農水産物に関する現状や課題、現場の状況等の基本的認識を有しているか。

(2) 企画提案書の内容

ア 事業目的の理解度

本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

イ 提案内容の優良性

提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

事業成果の発展可能性は有しているか。

ウ 事業実施計画の妥当性

実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ 類似業務等実務実績は十分か。

10 スケジュール（予定）

平成 28 年 11 月 17 日（金）	企画提案募集開始
11 月 24 日（金）	質問書締切
12 月 1 日（金） 17:00	参加申込書締切
12 月 4 日（月） 17:00	企画提案書提出締切
12 月 5 日（火）	プレゼンテーション審査
同日	審査・採択決定、契約手続き開始
12 月 8 日（金）	結果通知（メール）

11 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、市と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (4) プレゼンテーションに際しては、3（2）の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けません。ただし、提案書を踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可します。その場合は事前に申し出てください。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (6) 1事業者（コンソーシアム含む）あたり、提案書は1件とします。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

12 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、石垣市財務規則第 114 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、市と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。

※ 契約保証金について（抜粋）

第 114 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に石垣市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国（公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるるとき。
 - (5) 物品を売払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約が締結される場合において契約金額が 100 万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 工事請負契約において、契約金額が 500 万円以下のとき。
 - (8) 国又は他の地方公共団体と直接契約を締結するとき。
 - (9) 委託及び賃貸借契約を締結するとき。
 - (10) 土地、建物又は立木を売り払う場合において、契約で契約保証金相当の違約金について定めがあるとき。
 - (11) 契約の性質又は目的により、社会通念上契約保証金を徴収することが適当でないと認められるとき。
- （平 9 規則 9・平 12 規則 27・平 22 規則 15・一部改正）

13 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

石垣市農林水産部 農政経済課 農政係

〒907-8570 石垣市美崎町 14 番地 （庁舎 2 階）

電話番号：0980-82-1307 FAX：0980-83-1427

Eメール：yhazama@city.ishigaki.okinawa.jp

担当： 玻座真（内線 307）